## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年12月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、 及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 境港市

企業

- 乙 境港市 個人
- 2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、甲に損害賠償金190,598円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 平成28年6月27日
- (2) 事故発生場所

日野郡日野町板井原地内 (3) 事故の状況 和解の相手方乙が、四十曲トンネル内を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で走行 中、トンネル上部から垂れ下がっていた照明灯の部品に衝突し、同車両が破損したもの である。